家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

六	_ 五	四	Ξ	=	_
農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(附則第十九条関係)(の	についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(平成二十二年法律第五十号)・・・・・・・・・(附則第十八条関係) 59平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等	口蹄疫対策特別措置法(平成二十二年法律第四十四号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・(附則第十六条関係) の	農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
00	00	50	70	71	I

家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号)家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案新旧対照条文

	涿畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号)
Ť	(傍線の部分は改正部分)

=	九			性疾病ご	る伝染性	第二条 -	(定義)	附則	第 七 章	第 六 章		第 五 章	第四章	第三章	第 二 章	第 一 章	目 次	
	反	八 (略)	伝染性疾病の種類	性疾病ごとに政令で定めるその他の家畜についてのものをいう。	る伝染性疾病であつてそれぞれ相当下欄に掲げる家畜及び当該伝染	第二条 この法律において「家畜伝染病」とは、次の表の上欄に掲げ			罰則 (第六十三条 第六十九条)	雑則(第四十七条 第六十二条の六)	0 +)	病原体の所持に関する措置(第四十六条の五	輸出入検疫等(第三十六条)	家畜伝染病のまん延の防止 (第十三条	家畜の伝染性疾病の発生の予防(第四条	総則 (第一条 第三条の二)		改正
(略)	めん羊、山羊	(略)	家畜の種類	面についてのものをいう。	懶に掲げる家畜及び当該伝染	とは、次の表の上欄に掲げ			示)	示の六)		^{第四十六条の五 第四十六条}	第四十六条の四)	第十三条 第三十五条の二)	防 (第四条 第十二条の七)			案
十 九 ~				性疾病〕	る伝染	第二条	(定義)	附則	第 六 章	第 五 章			第四章	第三章	第 二 章	第 一 章	目次	
十九~二十三 (略)		八 (略)	伝染性疾病の種類	性疾病ごとに政令で定めるその他の家畜	る伝染性疾病であつてそれぞれ相当下櫚	第二条 この法律において「家畜伝染病」			罰則 (第六十三条 第六十六条)	雑則 (第四十七条 第六十二条の五)			輸出入検疫 (第三十六条 第四十六条)	家畜伝染病のまん延の防止 (第十三条 第三十五条)	家畜の伝染性疾病の発生の予防(第四条	総則 (第一条 第三条の二)		現
(略)		(略)	家畜の種類	で定めるその他の家畜についてのものをいう。	つてそれぞれ相当下欄に掲げる家畜及び当該伝染	おいて「家畜伝染病」とは、次の表の上欄に掲げ			(1)	(の五)			1十六条)	(十三条 第三十五条)	の (第四条 第十二条の四)			行

		_1	_
十八	_ 十 七	二 十 六	十五
腐蛆病	(略)	以下同じ。) 省令で定めるものに限る。 が高いものとして農林水産ニューカツスル病 (病原性	低病原性鳥インフルエンザ
蜜蜂	(略)	(略)	鶏、あひる、うずら

おそれがある家畜をいう。 「の病原体に触れたため、又は触れた疑いがあるため、患畜となる下の病原体に触れたため、又は触れた疑いがあるため、患畜となる下の病のない、高病原性鳥インフルエンが又は低病原性鳥インフルエンがのでいる家畜をいい、「疑似患畜」とは、患畜である疑いが2 この法律において「患畜」とは、家畜伝染病(腐蛆病を除く。)

3 (略)

(管理者に対する適用)

適用する。

適用する。

適用する。

の運送の委託を受けた者を除く。)があるときは、その者に対して
自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該家畜、物品又は施設
当該家畜、物品又は施設を管理する所有者以外の者(鉄道、軌道、
当該家畜、物品又は施設を管理する所有者に関する規定(第五第三条 この法律中家畜、物品又は施設の所有者に関する規定(第五

(特定家畜伝染病防疫指針等)

第三条の二 農林水産大臣は、家畜伝染病のうち、特に総合的に発生

二 十 六	二 十 五	二 十 四	
腐蛆病	(略)	ニユー カツスル病	
みつばち	(略)	(略)	

なるおそれがある家畜をいう。コレラの病原体に触れたため、又は触れた疑いがあるため、患畜とある家畜及び牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、鼻疽又はアフリカ豚にかかつている家畜をいい、「疑似患畜」とは、患畜である疑いがこの法律において「患畜」とは、家畜伝染病(腐蛆病を除く。)

2

3 (略)

(管理者に対する適用)

(特定家畜伝染病防疫指針)

| 第三条の二 | 農林水産大臣は、家畜伝染病のうち、特に総合的に発生

疫指針」という。)を作成し、公表するものとする。
の移動の制限その他当該家畜伝染病に応じて必要となる措置を総合を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な消毒及び家畜等を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な消毒及び家畜等を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な消毒及び家畜等を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な消毒及び家畜等を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な消毒及び家畜等を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な検査、当該家畜伝染病の発生の多別の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとし

。) を作成し、公表するものとする。

さは、家畜の種類並びに地域及び期間を指定し、当該家畜伝染病に

ための指針(次項において「特定家畜伝染病緊急防疫指針」という

ための指針(次項において「特定家畜伝染病緊急の必要があると

をで定める家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があると

、 農林水産大臣は、前項に規定するもののほか、同項の農林水産省

認めるときは、市町村長に対し、当該措置の実施に関し、協力を求るものとする。この場合において、都道府県知事は、必要があるとよる家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずよる家畜伝染病緊急防疫指針に基づき、この法律の規定に13 都道府県知事、家畜防疫員及び市町村長は、特定家畜伝染病防疫 2

言その他の援助を行うものとする。 市町村長に対し、前項の措置の実施に関し、必要な情報の提供、助 機林水産大臣は、次項に規定するもののほか、都道府県知事及び

めることができる。

あるときは、都道府県知事に対し、第三項の措置の実施に関し、都水産省令で定める家畜伝染病がまん延し、又はまん延するおそれが豊林水産大臣は、二以上の都道府県の区域にわたり第一項の農林

」という。)を作成し、公表するものとする。施するための指針(以下この条において「特定家畜伝染病防疫指針の制限その他当該家畜伝染病に応じて必要となる措置を総合的に実て農林水産省令で定めるものについて、検査、消毒、家畜等の移動の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとし

のための措置を講ずるものとする。
、この法律の規定による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止、都道府県知事及び市町村長は、特定家畜伝染病防疫指針に基づき

ものとする。 道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行う

6 があると認めるときは、これを変更するものとする。 なくとも三年ごとに特定家畜伝染病防疫指針に再検討を加え、 農林水産大臣は、 最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、 必要

7 聴くとともに、都道府県知事の意見を求めなければならない。 は廃止しようとするときは、 農林水産大臣は、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、 食料・農業・農村政策審議会の意見を 変更し、又

家畜の伝染性疾病の発生の予防

(監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査等)

都道府県知事は、農林水産省令の定めるところにより、家畜

第五条

を把握するための家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずることが の状況及び動向 (以下この条において「発生の状況等」という。) 予防し、又はその発生を予察するため必要があるときは、その発生 染病又は届出伝染病(以下「監視伝染病」と総称する。)の発生を 又はその死体の所有者に対し、家畜又はその死体について、家畜伝

2 (略)

できる。

3 は 染性疾病が当該動物から家畜に伝染するおそれがあると認めるとき はかかつている疑いがあることが発見された場合において、当該伝 の動物が第二条第一項の表の上欄に掲げる伝染性疾病にかかり、又 都道府県知事は、 当該都道府県の職員に当該動物についての当該伝染性疾病の発 農林水産省令の定めるところにより、 家畜以外

> 聴かなければならない。 は廃止しようとするときは、 農林水産大臣は、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、 食料・農業・農村政策審議会の意見を 変更し、又

3

家畜の伝染性疾病の発生の予防

第五条 握するための家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずることができ の状況及び動向 (第四項において「発生の状況等」という。) を把 予防し、又はその発生を予察するため必要があるときは、その発生 染病又は届出伝染病 (以下「監視伝染病」と総称する。) の発生を 又はその死体の所有者に対し、家畜又はその死体について、家畜伝 (監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査等) 都道府県知事は、農林水産省令の定めるところにより、

2

る

(略)

生の状況等を把握するための検査を行わせることができる。

いての情報を提供するとともに、監視伝染病の発生の予防のために定による判定の結果により得られた監視伝染病の発生の状況等につくは第十三条第四項の規定による報告又は第十三条の二第五項の規では第十三条の二第五項の規定による報告又は第十三条の二第五項の規格ができる。 の定めるところにより、農林水産大臣に報告しなければならない。 4 都道府県知事は、第一項及び前項の検査の結果を、農林水産省令

4

6・7 (略)

必要な指導を行うものとする。

(消毒設備の設置等の義務)

置しなければならない。

| 又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備を設し、というで定める敷地を除く。)の出入口付近に、特定疾病に、一、ののので定める敷地を除く。)の出入口付近に、特定疾病に、農林水産省令の定めると第八条の二 政令で定める家畜の所有者は、農林水産省令の定めると

(伝染性疾病の病原体により汚染された場所の消毒等)

ところにより、農林水産大臣に報告しなければならない。3 都道府県知事は、第一項の検査の結果を、農林水産省令の定める

予防のために必要な指導を行うものとする。の状況等についての情報を提供するとともに、監視伝染病の発生の第十三条第四項の規定による報告により得られた監視伝染病の発生、農林水産大臣は、都道府県知事に対し、第四条第四項、前項又は

5 6 (略)

- 5 -

第十条 削除

田を当該都道府県の職員に消毒させることができる。 に掲げる伝染性疾病にかかつていることが発見された場合において があるときは、家畜伝染病の発生を予防するため必要な限度において 、当該動物がいた場所又はその死体があつた場所その他当該伝染性 、当該伝染性疾病が当該動物から家畜に伝染するおそれが高いと認 第十条 都道府県知事は、家畜以外の動物が第二条第一項の表の上欄 第

3 口蹄疫、 の他の場所との通行を制限し、 原体により汚染し、 所又はその死体があつた場所 (これに隣接して当該伝染性疾病の病 防するため緊急の必要があるときは、政令で定める手続に従い、七 又は低病原性鳥インフルエンザにかかつていることが発見された場 十二時間を超えない範囲内において期間を定め、 合において、当該伝染性疾病の病原体による家畜伝染病の発生を予 都道府県知事又は市町村長は、 豚コレラ、アフリカ豚コレラ、 又は汚染したおそれがある場所を含む。 又は遮断することができる。 家畜以外の動物が牛疫、牛肺疫、 高病原性鳥インフルエンザ 当該動物がいた場

(飼養衛生管理基準)

管理(第二十一条第一項の規定による焼却又は埋却が必要となる場養規模の区分に応じ、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生第十二条の三 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その飼

(飼養衛生管理基準)

者が遵守すべき基準(以下「飼養衛生管理基準」という。)を定め産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有第十二条の三 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、農林水

	あるときは、当該家畜の所有者に対し、当該飼養衛生管理基準に定
	の飼養に係る衛生管理が適正に行われることを確保するため必要が
	第十二条の五(都道府県知事は、飼養衛生管理基準が定められた家畜)
	(指導及び助言)
	部家畜の所在地を管轄する市町村長に通知しなければならなり、
	産省令の定めるところにより、遅滞なく、当該報告に係る事項を当
	2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、農林水
	報告しなければならない。
	産省令で定める事項を当該家畜の所在地を管轄する都道府県知事に
	の頭羽数及び当該家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関し、農林水
	、農林水産省令の定めるところにより、その飼養している当該家畜
	第十二条の四 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年
	(定期の報告)
ければならない。	ともに、邹道苻杲知事の意見を求めなければならなハ。
しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かな	しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くと
3 農林水産大臣は、飼養衛生管理基準を設定し、改正し、又は廃止	4 農林水産大臣は、飼養衛生管理基準を設定し、改正し、又は廃止
	°
	討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとする
	3 農林水産大臣は、少なくとも五年ごとに飼養衛生管理基準に再検
2 (略)	2 (略)
	いう。)を定めなければならない。
	関し家畜の所有者が遵守すべき基準(以下「飼養衛生管理基準」と
なければならない。	合に備えた土地の確保その他の措置を含む。以下同じ。) の方法に

めるところにより当該家畜の飼養に係る衛生管理が行われるよう必

要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第十二条の六 管理の方法を改善すべきことを勧告することができる。 めるときは、 いて、家畜の所有者がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認 都道府県知事は、 その者に対し、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生 前条の指導又は助言をした場合にお

2 (略)

(家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の公表)

都道府県ごとに整理し、これらをインター ネットの利用その他の適 知事がとつた措置の実施状況及び家畜防疫員の確保の状況について た家畜の飼養に係る衛生管理の状況、 条の七 農林水産大臣は、 毎年、 前二条の規定により都道府県 飼養衛生管理基準が定められ

第三章 家畜伝染病のまん延の防止 切な方法により公表するものとする。

(患畜等の届出義務)

2 { 4 第十三条 (略) (略)

(削る。)

(勧告及び命令)

第十二条の四 畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告することが 遵守していないと認めるときは、その者に対し、 都道府県知事は、家畜の所有者が飼養衛生管理基準を 期限を定めて、 家

できる。

2 (略)

第三章 家畜伝染病のまん延の防止

第十三条 (略)

(患畜等の届出義務)

2 { 4 (略)

5 当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長は、 前項の規

遅滞なく、 定による通報があつたときは、 その旨を公示しなければならない。 農林水産省令で定める手続に従い、

(農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出義務)

- 定を準用する。 2 前項の規定による届出には、前条第一項ただし書及び第二項の規
- 際に、これを農林水産大臣に提出しなければならない。 農林水産大臣の指定する検体を家畜防疫員に採取させ、その報告の を呈している家畜が農林水産省令で定める要件に該当するときは、 を呈している家畜が農林水産省令で定める要件に該当するときは、 が産省令で定める手続に従い、遅滞なく、農林水産大臣にその旨を
- 都道府県知事に通知しなければならない。 産省令で定める手続に従い、遅滞なく、その結果を当該報告をした 告に係る家畜が患畜又は疑似患畜であるかどうかを判定し、農林水 農林水産大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報
- 6 農林水産大臣は、第四項後段の場合を除き、前項の規定による判

指定する検体の提出を求めることができる。道府県知事に対し、家畜防疫員に採取させた同項の農林水産大臣の定をするため必要があるときは、第四項の規定による報告をした都

なければならない。

事に通報しなければならない。 所在地を管轄する市町村長及び隣接市町村長並びに関係都道府県知 所在地を管轄する市町村長及び隣接市町村長並びに関係都道府県知 畜である旨の通知があつたときは、農林水産省令で定める手続に従 事に通報しなければならない。

(通行の制限又は遮断)

(通行の制限又は遮断)

断することができる。) とその他の場所との通行を制限し、又は遮存として当該伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染したおそで、はアフリカ豚コレラの患畜又は疑似患畜の所在の場所 (これになり、はアフリカ豚コレラの患畜又は疑似患畜の所在の場所 (これになる) があるときは、政令で定める手続に従い、七十第十五条 都道府県知事又は市町村長は、家畜伝染病のまん延を防止

(と殺の義務

第十六条 める場合には、この限りでない。 ちに当該家畜を殺さなければならない。ただし、農林水産省令で定 次に掲げる家畜の所有者は、家畜防疫員の指示に従い、直

性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、 豚コレラ、アフリカ豚コレラ、 高病原

フルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの疑似患畜 牛疫、 口蹄疫、 豚コレラ、 アフリカ豚コレラ、 高病原性鳥イン

2 • 3 (略)

(患畜等の殺処分)

第十七条 殺すべき旨を命ずることができる。 があるときは、次に掲げる家畜の所有者に期限を定めて当該家畜を 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要

ル病又は家きんサルモネラ感染症の患畜 リカ馬疫、 アナプラズマ病、伝達性海綿状脳症、鼻疽、馬伝染性貧血、アフ 血性敗血症、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、ピロプラズマ病、 流行性脳炎、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、 小反芻獸疫、 豚水胞病、家きんコレラ、ニユー カツス 炭 疽[₹] 出

海綿状脳症、 んコレラ又はニュー カッスル病の疑似患畜 牛肺疫、 水胞性口炎、リフトバレー熱、 鼻疽、 アフリカ馬疫、小反芻獣疫、 出血性敗血症、 豚水胞病、家き 伝達性

(と殺の義務

第十六条 める場合には、この限りでない。 ちに当該家畜を殺さなければならない。 次に掲げる家畜の所有者は、家畜防疫員の指示に従い、直 ただし、農林水産省令で定

牛疫、牛肺疫、口蹄疫又はアフリカ豚コレラの患畜

= 牛 疫、 口蹄疫又はアフリカ豚コレラの疑似患畜

2.3 (略)

(殺処分)

第十七条 があるときは、次に掲げる家畜の所有者に期限を定めて当該家畜を 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要

殺すべき旨を命ずることができる。

リカ馬疫、豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ、高病原性鳥イン 血性敗血症、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、ピロプラズマ病、 フルエンザ、ニユーカツスル病又は家きんサルモネラ感染症の患 アナプラズマ病、伝達性海綿状脳症、鼻疽、馬伝染性貧血、アフ 流行性脳炎、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、 炭 疽[ೕ]

二 牛肺疫、水胞性口炎、リフトバレー熱、 患畜 コレラ、高病原性鳥インフルエンザ又はニュー カッスル病の疑似 海綿状脳症、鼻疽、アフリカ馬疫、豚コレラ、 出血性敗血症、 豚水胞病、 伝達性 家きん

2

(略)

2

(略)

(患畜等以外の家畜の殺処分)

除く。)を指定家畜として、それぞれ指定することができる。おそれがある場合において、この章(この条の規定により講じられる措置のみによつてはそのまん延の防止が困難であり、かつ、その急速かつ広範囲なまん延を防止するため、口蹄疫の患畜及び疑似患畜(以下この項において「患畜等」とめるときは、患畜等以外の家畜を殺す必要がある地域を指定地域とめるときは、患畜等以外の家畜を殺す必要がある地域を指定地域として、また、当該指定地域において殺す必要がある家畜(患畜等」として、また、当該指定地域において殺す必要がある家畜(患畜等」といるときは、患畜等以外の家畜を殺す必要がある場合による語がある場合において、この章(この条の規定に係る部分を除ち、)を指定家畜として、それぞれ指定することができる。

- 限つてするものとする。
 の急速かつ広範囲なまん延を防止するため必要な最小限度の範囲に
 の急速かつ広範囲なまん延を防止するため必要な最小限度の範囲に
 び同項の指定家畜(以下「指定家畜」という。)の指定は、口蹄疫
- ならない。 きは、当該指定地域を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければきは、当該指定地域を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければ3 農林水産大臣は、指定地域及び指定家畜の指定をしようとすると
- の旨を公示しなければならない。 農林水産大臣は、指定地域及び指定家畜の指定をしたときは、そ
- 6 前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないとき、又

ことができる。
は、同項の都道府県知事は、家畜防疫員に当該指定家畜を殺させるは、同項の都道府県知事は、家畜防疫員に当該指定家畜を殺させるよる命令をすることができない場合において緊急の必要があるときは指定家畜の所有者若しくはその所在が知れないため同項の規定に

いてその指定を解除するものとする。 由がなくなつたと認めるときは、当該指定地域の全部又は一部につ 農林水産大臣は、指定地域の全部又は一部についてその指定の事

(と殺の届出)

ない。 場合を除き、あらかじめ家畜防疫員にその旨を届け出なければなら場合を除き、あらかじめ家畜防疫員にその旨を届け出なければならときは、前三条の規定により殺す場合その他農林水産省令で定める第十八条 患畜、疑似患畜又は指定家畜の所有者は、当該家畜を殺す|

(と殺に関する指示)

ことができる。は前条の届出に係る家畜につき、殺す場所又は殺す方法を指示するは前条の届出に係る家畜につき、殺す場所又は殺す方法を指示するあるときは、第十七条第一項若しくは第十七条の二第五項の命令又第十九条 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要が

(死体の焼却等の義務)

産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該死第二十一条 次に掲げる家畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林水

(と殺の届出)

| 二条の規定により殺す場合その他農林水産省令で定める場合を除き第十八条 患畜又は疑似患畜の所有者は、当該家畜を殺すときは、前

あらかじめ家畜防疫員にその旨を届け出なければならない。

(と殺に関する指示)

す場所又は殺す方法を指示することができる。あるときは、第十七条の命令又は前条の届出に係る家畜につき、殺第十九条(家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要が

(死体の焼却等の義務)

疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞第二十一条(次に掲げる患畜又は疑似患畜の死体の所有者は、家畜防

政令で定める場合は、この限りでない。 学術研究の用に供するため都道府県知事の許可を受けた場合その他 体を焼却し、又は埋却しなければならない。ただし、病性鑑定又は

又はニユー カツスル病の患畜又は疑似患畜の死体 コレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ 炭疽、出血性敗血症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、アフリカ馬疫牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱 小反芻獸疫、 豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、 家きん

(略)

 \equiv 指定家畜の死体

2 . (略)

4 ができる。 いて、同項の指示に代えて、自らこれを焼却し、又は埋却すること 延を防止するため緊急の必要があるときは、同項の家畜の死体につ 家畜防疫員は、第一項ただし書の場合を除き、家畜伝染病のまん

5 (略)

6 努めなければならない。 該焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置 速に実施されるようにするため、 に関する情報の提供、 都道府県知事は、 第一項の規定による焼却又は埋却が的確かつ迅 助言 指導その他の必要な措置を講ずるよう 当該都道府県の区域内における当

7 と認めるときは、 ことができる。 都道府県知事は、 農林水産大臣及び市町村長に対し、 前項の必要な措置を講ずるため特に必要がある 協力を求める

> た場合その他政令で定める場合は、この限りでない。 病性鑑定又は学術研究の用に供するため都道府県知事の許可を受け なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。 ただし、

牛 疫、 の死体 原性鳥インフルエンザ又はニユー カツスル病の患畜又は疑似患畜 炭 疽[₹] 豚コレラ、アフリカ豚コレラ、 牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱 出血性敗血症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、アフリカ馬疫 豚水胞病、 家きんコレラ、高病

二 (略)

2
. (略)

4 畜の死体について、同項の指示に代えて、自らこれを焼却し、又は 延を防止するため緊急の必要があるときは、 埋却することができる。 家畜防疫員は、第一項ただし書の場合を除き、家畜伝染病のまん 同項の患畜又は疑似患

5 (略)

(畜舎等の消毒の義務)

、消毒することを妨げない。

、消毒することを妨げない。

、消毒することを妨げない。

、消毒することを妨げない。

、消毒することを妨げない。

、消毒することを妨けない。

員の指示があるまでは、当該要消毒畜舎等を消毒してはならない。2 要消毒畜舎等の所有者は、前項ただし書の場合を除き、家畜防疫

2

- 同項の指示に代えて、自らこれを消毒することができる。きは、要消毒畜舎等(第一項ただし書の施設を除く。)について、3 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があると
- あるところにより、自ら同項の設備を設置しなければならない。場合には、当該消毒が終了するまでの間、前項の農林水産省令の定る、家畜防疫員は、第三項の規定により自ら要消毒畜舎等を消毒する
- 備を利用して、当該車両を消毒しなければならない。 す者は、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、当該設っ 第四項の設備が設置されている要消毒畜舎等の敷地から車両を出

(畜舎等の消毒の義務)

める施設は、指示を待たないで、消毒することを妨げない。 、船舶、車両その他これに準ずる施設は、家畜防疫員が農林水産省 、船舶、車両その他これに準ずる施設は、家畜防疫員が農林水産省 第二十五条 患畜若しくは疑似患畜又はこれらの死体の所在した畜舎

- 設を消毒してはならない。
 「頃ただし書の場合を除き、家畜防疫員の指示があるまでは、当該施」が頂の畜舎、船舶、車両その他これに準ずる施設の所有者は、同
- 項の指示に代えて、自らこれを消毒することができる。 きは、第一項の施設(同項ただし書の施設を除く。)について、同3 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があると

(倉庫等の消毒)

- を指示することができる。きは、前項の規定による命令に係る要消毒倉庫等につき、消毒方法2.家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があると

- 6 第四項の設備が設置されている要消毒倉庫等の敷地から車両を出

(倉庫等の消毒)

有者に期限を定めて当該施設を消毒すべき旨を命ずることができる施設(前条第一項本文の施設を除く。第三項において同じ。)の所まそれがあるやきは、家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染した第二十六条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必

- きる。 きは、前項の命令に係る施設につき、消毒方法を指示することがで2 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があると
- 施設を消毒させることができる。いて緊急の必要があるときは、都道府県知事は、家畜防疫員に当該いて緊急の必要があるときは、都道府県知事は、家畜防疫員に当該その所在が知れないため同項の命令をすることができない場合にお第一項の倉庫、船舶、車両その他これに準ずる施設の所有者又はまる。

3 2 2 第二十八条 第二十九条 第二十八条の二 す る。 衆の見やすい場所に、 受けなければならない。 必要な消毒のための設備であつて農林水産省令で定めるものを設置 利用して、 農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、これらの設備を 十六条第四項の設備が設置されている要消毒倉庫等から出る者は、 備を利用して、当該車両を消毒しなければならない。 す者は、 ため特に必要があると都道府県知事が認める場合に設置するものと している場所を通行する者は、 (患畜等の表示) (消毒設備の設置場所を通行する者の消毒の義務) (病原体に触れた者の消毒の義務) 当該設備によるその身体及びその場所を通過させる車両の消毒を 前項の設備は、 都道府県知事は、 第二十五条第四項の設備が設置されている要消毒畜舎等又は第一 農林水産省令の定めるところにより、 家畜防疫員は、農林水産省令の定めるところにより、患 前項の規定による消毒をしなければならない。 (略) 都道府県知事が家畜伝染病のまん延の防止のために 家畜伝染病の急速かつ広範囲なまん延を防止する 第 農林水産省令で定める表示をしなければなら 項の設備が設置されている場所ごとに、 農林水産省令の定めるところにより あらかじめ、 当該設 第二十九条 第二十八条 (病原体に触れた者の消毒の義務 (患畜等の表示) 家畜防疫員は、農林水産省令の定めるところにより、 (略) 患

識を付することができる。 疑似患畜及び指定家畜について、らく印、 いれずみその他の標

(発生の原因の究明)

第三十五条の二 るよう努めるものとする。 家畜伝染病が発生したときは、 農林水産大臣は、 速やかに、 第十六条第 その発生の原因を究明す 項第 号に規定する

第四章 輸出入検疫等

(検査に基づく処置)

第四十六条 所長」と、「家畜防疫員」とあるのは「家畜防疫官」と読み替える にあつては「都道府県知事又は市町村長」) とあるのは「動物検疫 用については、これらの規定中「都道府県知事」(第十五条の場合 項並びに同条第二項において準用する第七条及び第八条の規定の適 第八条、第十四条から第十七条まで、第十八条から第二十一条まで るおそれがあると認められた場合における第六条第一項、第七条、 病の病原体により汚染し、汚染しているおそれがあり、又は汚染す は第四項の規定による検査において、その検査に係る物が家畜伝染 条第二項、第四十三条第二項若しくは第五項又は前条第一項若しく 第二十三条から第二十六条まで、第二十九条及び第三十一条第一 第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条、第四十二

> ことができる。 畜及び疑似患畜について、らく印、 いれずみその他の標識を付する

第四章 輸出入検疫

(検査に基づく処置)

第四十六条 は市町村長」)とあるのは「動物検疫所長」と、「家畜防疫員」と あるのは「家畜防疫官」と読み替えるものとする。 中「都道府県知事」(第十五条の場合にあつては「都道府県知事又 準用する第七条及び第八条の規定の適用については、これらの規定 まで、第二十九条及び第三十一条第一項並びに同条第二項において 第八条、第十四条から第二十一条まで、第二十三条から第二十六条 るおそれがあると認められた場合における第六条第一項、 病の病原体により汚染し、汚染しているおそれがあり、又は汚染す は第四項の規定による検査において、その検査に係る物が家畜伝染 条第二項、 第四十三条第二項若しくは第五項又は前条第一項若しく 第四十条第一項若しくは第二項、 第四十一条、第四十二 第七条

2 . 3 略)

2

-3

(略)

ものとする。

(入国者に対する質問等)

第四十六条の二 家畜防疫官は、外国から入港した船舶又は航空機に うことができる。 質問を行うとともに、 において同じ。)が含まれているかどうかを判断するため、 疫官がその消毒をすることが必要であると認めるものをいう。 に発生している外国の地域において使用された物品であつて家畜防 けた物を除く。 携帯品 (第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の検査を受 乗つて来た者 (次条において「入国者」という。) に対して、その 以下同じ。 必要な限度において、当該携帯品の検査を行) のうちに要消毒物品 (監視伝染病が現 必要な 次条

(入国者の携帯品の消毒)

第四十六条の三 当該要消毒物品を消毒することができる。 のうちに要消毒物品が含まれていたときは、 家畜防疫官は、 前条の検査の結果、 必要な限度において、 入国者の携帯品

(協力の要請)

第四十六条の四 する書類の配布、検疫の手続に関する情報の提供その他必要な協力 るときは、その者) 又は港若しくは飛行場の管理者 (次項において は航空機の所有者若しくは長 (長に代わつてその職務を行う者があ 行うため必要があると認めるときは、 を求めることができる。 船舶の所有者等」という。)に対し、第四十六条の二の質問に関 動物検疫所長は、 前二条の規定による事務を円滑に 外国から入港した船舶若しく

2

船舶の所有者等は、

動物検疫所長から前項の規定による求めがあ

つたときは、 その求めに応ずるよう努めなければならない。

第五章 病原体の所持に関する措置

(家畜伝染病病原体の所持の許可)

第四十六条の五 受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、 者は、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣の許可を 林水産省令で定めるものをいう。 家畜伝染病病原体 (家畜伝染病の病原体であつて農 以下同じ。)を所持しようとする この限りでな

- での間家畜伝染病病原体を所持しようとする場合 産省令の定めるところにより、 第四十六条の十一第二項に規定する滅菌譲渡義務者が、 同項に規定する滅菌譲渡をするま 農林水
- る家畜伝染病病原体を当該運搬のために所持しようとする場合 又は前号に規定する者から運搬を委託された者が、その委託に係 この項本文の許可を受けた者 (以下「許可所持者」という。
- Ξ 畜伝染病病原体を所持しようとする場合 許可所持者又は前二号に規定する者の従業者が、 その職務上家
- 2 出しなければならない。 ころにより、 前項本文の許可を受けようとする者は、 次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提 農林水産省令の定めると
- 名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏
- 크 그 家畜伝染病病原体の種類
- 所持の目的及び方法

四 家畜伝染病病原体の保管、使用及び滅菌又は無害化をする施設

(以下「取扱施設」という。)の位置、構造及び設備

(許可の基準等)

文の許可をしてはならない。
の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項本第四十六条の六 農林水産大臣は、前条第一項本文の許可の申請が次

- 製品の製造又は試験研究であること。 所持の目的が検査、治療、医薬品その他農林水産省令で定める
- 、前条第一項本文の許可を与えない。次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず

2

- て復権を得ない者が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け
- ることがなくなつた日から五年を経過しない者 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受け

Ξ

五 四 の日から五年を経過しないもの る滅菌譲渡について相当の理由がある者を除く。) で、当該届出 第二項の規定による届出をした者 (当該届出に係る同項に規定す 又は処分をしないことを決定する日までの間に第四十六条の十一 続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日 するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。 称を有する者であるかを問わず、 役又はこれらに準ずる者をいい、 ある場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法 (平成) 日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人で 十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、 五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六 第四十六条の九の規定による許可の取消しの処分に係る行政手 取締役、 つた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。 第四十六条の九の規定により許可を取り消され、 執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有 相談役、 法人に対し業務を執行する社員 顧問その他いかなる名 取締役、 その取消しの 執行

七 | 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定

令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過し

に規定する滅菌譲渡について相当の理由がある者を除く。

) の 政 使用人であつた者又は当該届出に係る個人 (当該届出に係る同項

て相当の理由がある法人を除く。

)の役員若しくは政令で定める

届出に係る法人(当該届出に係る同項に規定する滅菌譲渡につい

ないもの

六

前号に規定する期間内に第四十六条の十一第二項の規定による

同号の通知の日前六十日以内に当該

届出があつた場合において、

代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(許可証)

水産省令で定める事項を記載した許可証を交付しなければならないをしたときは、その許可に係る家畜伝染病病原体の種類その他農林第四十六条の七(農林水産大臣は、第四十六条の五第一項本文の許可)

2 許可証の再交付及び返納その他許可証に関する手続的事項は、農

(許可事項の変更)

林水産省令で定める。

きは、この限りでない。 い。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微なものであるとの定めるところにより、農林水産大臣の許可を受けなければならな四号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、農林水産省令第四十六条の八 許可所持者は、第四十六条の五第二項第二号から第

。 ら三十日以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない したときは、農林水産省令の定めるところにより、その変更の日か 一ができた。 一部可所持者は、第四十六条の五第二項第一号に掲げる事項を変更

4 第一項本文の許可には、第四十六条の六の規定を準用する。

(許可の取消し等)

の技術上の基準に適合しなくなつたとき。 取扱施設の位置、構造又は設備が第四十六条の六第一項第二号

。| 第四十六条の六第二項各号のいずれかに該当するに至つたとき

む。)の条件に違反したとき。 | 第四十六条の六第三項 (前条第四項において準用する場合を含

(家畜伝染病病原体の譲渡し及び譲受けの制限)

第四十六条の十 家畜伝染病病原体は、次の各号のいずれかに該当す

る場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

- 務者から譲り受ける場合
 、又は他の許可所持者若しくは次条第二項に規定する滅菌譲渡義許可を受けた者に限る。以下この号において同じ。)に譲り渡し許可を受けた者に限る。以下この号において同じ。)に譲り渡し 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体を、他の許可所
- る。)に譲り渡す場合病病原体に係る第四十六条の五第一項本文の許可を受けた者に限病病原体に係る第四十六条の五第一項本文の許可を受けた者に限農林水産省令の定めるところにより、許可所持者(当該家畜伝染病病原体を、 次条第二項に規定する滅菌譲渡義務者が家畜伝染病病原体を、

(滅菌等)

ならない。

(以下「滅菌等」という。)をし、又はその譲渡しをしなければ出するときは、その所持する家畜伝染病病原体の滅菌若しくは無害第四十六条の十一 次の各号に掲げる者が当該各号に定める場合に該

- 可を取り消され、若しくはその許可の効力を停止された場合ることを要しなくなつた場合又は第四十六条の五第一項本文の許許可所持者 その許可に係る家畜伝染病病原体について所持す
- こととなつた場合 「お畜の伝染性疾病の病原体の検査を行つている機関(前号に掲二 家畜の伝染性疾病の病原体の検査を行つている機関(前号に掲
- 務者」という。) が、当該家畜伝染病病原体の滅菌譲渡をしようと滅菌譲渡」という。) をしなければならない者 (以下「滅菌譲渡義前項の規定により家畜伝染病病原体の滅菌等又は譲渡し (以下「

2

農林水産大臣に届け出なければならない。病原体の種類、滅菌譲渡の方法その他農林水産省令で定める事項をするときは、農林水産省令の定めるところにより、当該家畜伝染病

- は、第四十六条の五第一項本文の許可は、その効力を失う。を要しなくなつた場合において、前項の規定による届出をしたとき新可所持者が、その許可に係る家畜伝染病病原体を所持すること

(家畜伝染病発生予防規程の作成等)

臣に届け出なければならない。

持を開始する前に、家畜伝染病発生予防規程を作成し、農林水産大、農林水産省令の定めるところにより、当該家畜伝染病病原体の所による家畜伝染病の発生を予防し、及びそのまん延を防止するため第四十六条の十二 許可所持者は、その許可に係る家畜伝染病病原体

- ばならない。
 変更の日から三十日以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なけれ
 許可所持者は、家畜伝染病発生予防規程を変更したときは、その

3

(病原体取扱主任者の選任等)

取扱主任者を選任しなければならない。

中として農林水産省令で定めるものを備える者のうちから、病原体やとして農林水産省令で定めるものを備える者のうちから、病原体のよる家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止について監督を行第四十六条の十三 許可所持者は、その許可に係る家畜伝染病病原体

- 。― | 病原体取扱主任者は、誠実にその職務を遂行しなければならない
- を尊重しなければならない。 病の発生の予防及びまん延の防止に関し、病原体取扱主任者の意見病の発生の予防及びまん延の防止に関し、病原体取扱主任者の意見る 許可所持者は、その許可に係る家畜伝染病病原体による家畜伝染
- 体取扱主任者を解任すべき旨を命ずることができる。 基づく命令の規定に違反したときは、許可所持者に対し、当該病原 農林水産大臣は、病原体取扱主任者が、この法律又はこの法律に

(教育訓練)

第四十六条の十四 許可所持者は、取扱施設に立ち入る者に対し、

練を施さなければならない。発生を予防し、及びそのまん延を防止するために必要な教育及び訓を図るほか、その許可に係る家畜伝染病病原体による家畜伝染病の林水産省令の定めるところにより、家畜伝染病発生予防規程の周知

(記帳義務)

ならない。

ならない。

の発生の予防及びまん延の防止に関し必要な事項を記載しなければ
の発生の予防及びまん延の防止に関し必要な事項を記載しなければ
の発生の予防及びまん延の防止に関し必要な事項を記載しなければ
の発生の予防及びまん延の防止に関し必要な事項を記載しなければ
の発生の予防及びまん延の防止に関し必要な事項を記載しなければ
の発生の予防及びまん延の防止に関し必要な事項を記載しなければ

(施設の基準等)

とができる。とができる。とができる。とができる。とができる。とができる。とができる。とかできる。とかできる。とかできる。とかできる。とかできる。とかできる。とかできる。とかできる。とかできる。とかできる。

(保管等の基準等)

措置を講じなければならない。

| 持置を講じなければならない。 | 特別の所持する家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のために必要なによる運搬を除く。以下同じ。 | 又は滅菌等をする場合においてはによる運搬を除く。以下同じ。 | 又は滅菌等をする場合においてはがご機をはいる。以下同じ。 | 又は滅菌等をする場合においてはがいる。 | は、そ第四十六条の十七 | 許可所持者及び滅菌譲渡義務者並びにこれらの者

2 農林水産大臣は、許可所持者等が講ずる家畜伝染病病原体の保管2 農林水産大臣は、許可所持者等が講ずる家畜伝染病病原体の保管2

(災害時の応急措置)

めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

「大いでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、大災その他の災害が起こつたことにより、当該家畜のでできないでは、大災その他の災害が起こつたことにより、当該家畜のいるところにより、必るところにより、必るところにより、心急の措置を講じなければならない。

「大いでできないできないできないできない。」

「大いでは、大いでは、できないできないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、いるのでは、いるでは、いるでは、いるのでは、

3 農林水産大臣は、第一項の場合において、当該家畜伝染病病原体

のために必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防又はまん延の防止原体の保管場所の変更、当該家畜伝染病病原体の滅菌等その他当該緊急の必要があるときは、許可所持者等に対し、当該家畜伝染病病による家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため

(届出伝染病等病原体の所持の届出)

この限りでない。 にはければならない。ただし、次に掲げる場合は、 農林水産省令 で定めるものをいう。以下同じ。)を所持する者は、農林水産省令 が産大臣に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、 農林水産省令 で定める事項を農林 水産大臣に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、 農林水産省令

- 間当該届出伝染病等病原体を所持するとき。て、農林水産省令の定めるところにより、滅菌譲渡をするまでの務に伴い届出伝染病等病原体を所持することとなつた場合におい家畜の伝染性疾病の病原体の検査を行つている機関が、その業
- 伝染病等病原体を所持する場合
 三 届出伝染病等病原体を所持する者の従業者が、その職務上届出
- 所持者」という。) は、その届出に係る事項を変更したときは、農前項本文の規定による届出をした者 (次条第一項において「届出

2

(準用)

める」と読み替えるものとする。 める」と読み替えるものとする。 める」と読み替えるものとする。 のは「届出伝染病等病原体」と、「象音伝染病の」とあるのは「届出伝染病等病原体」と、「家畜伝染病の」とあるのは「届出伝染病等病原体」と、「家畜伝染病の」とあるのは「届出伝染の一項及び第四十六条の十六第二項中「家畜伝染病病原体」とある のは「届出伝染病等病原体」と、「家畜伝染病病原体」とあるのは「家 のは「届出伝染病等病原体」と、「家畜伝染病病原体」とある のは「届出伝染病の」とあるのは「大条の十五及び第四十六 のる」と読み替えるものとする。

| による家畜の伝染性疾病」と読み替えるものとする。 | による家畜の伝染性疾病」と、「による家畜伝染病」とあるのは「四十六条の十八第一項及び第三項中「家畜伝染病病原体」とあるの四十六条の十八第一項及び第三項中「家畜伝染病病原体」とあるのは、以下同じ。)には、第四十六条の十七及び第四十六条の十八 | 届出伝染病等病原体を所持する者(前条第一項第三号の従業者を

(事業所管大臣等に対する要請)

伝染性疾病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要が染病等病原体(以下「監視伝染病病原体」という。)による家畜の第四十六条の二十一 農林水産大臣は、家畜伝染病病原体又は届出伝

とができる。
切な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを要請するこ類を所管する大臣に対し、当該事業者による監視伝染病病原体の適業を所管する大臣に対し、当該監視伝染病病原体を取り扱う事業者の事あると認めるときは、当該監視伝染病病原体を取り扱う事業者の事

請することができる。

研究又は検査を行つている機関の職員の派遣その他必要な協力を要めるときは、都道府県知事に対し、家畜の伝染性疾病に関する試験生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認生 農林水産大臣は、監視伝染病病原体による家畜の伝染性疾病の発

(適用除外)

「げる病原体については、適用しない。 第四十六条の二十二 第四十六条の五から前条までの規定は、次に掲

それがほとんどないものとして農林水産省令で定めるもの。)の規定による承認を受けた医薬品に含有される病原体そのお。)の規定による承認を受けた医薬品に含有される病原体その法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条第一項(同

当する病原体

当する病原体

当する病原体として農林水産省令で定めるものを除く。)に該

「種病原体等、同条第二十二項に規定する三種病原体等又は同条

第二十三項に規定する四種病原体等、同条第二十一項に規定する

「人延により家畜の生産又は健康の維持に重大な影響を及ぼすおそれがある病原体等、同条第二十二項に規定する三種病原体等又は同条

「の延により家畜の生産又は健康の維持に重大な影響を及ぼすおそれがある病原体等、同条第二十一項に規定する

第六章 雑則

(農林水産大臣の都道府県知事に対する指示)

第四十七条 は家畜防疫員に第十六条第三項の規定による措置を実施させるべき 若しくは第六項、 より、畜産に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、 旨を指示することができる。 十八条の二第一項、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第一 第三十三条若しくは第三十四条の規定による措置を実施し、又 農林水産大臣は、家畜の伝染性疾病の発生又はまん延に 第六条第一項、 第二十六条第一項、第三項若しくは第五項、第二 第九条、第十七条、 第十七条の二第五項 都道府県知

(立入検査等)

第五十一条 (略)

2 その職員に、 農林水産大臣は、 許可所持者等又は届出伝染病等病原体を所持する者の 前章の規定を施行するため必要があるときは、

件を検査させ、 監視伝染病病原体若しくはこれにより汚染し、 関係者に質問させ、 又は検査のため必要な限度にお 若しくは汚染

事務所又は事業所に立ち入つてその者の帳簿、

書類その他必要な物

したおそれがある物を集取させることができる。

3 なければならない。 ろにより、 立入検査、 農林水産省の職員(家畜防疫官を除く。)は、 質問又は集取をするときは、農林水産省令の定めるとこ その身分を示す証明書を携帯し、 関係者にこれを提示し 前項の規定による

第五章 雑則

(農林水産大臣の都道府県知事に対する指示)

第四十七条 事に第六条、 より、畜産に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、 第三十条、第三十一条、 農林水産大臣は、家畜の伝染性疾病の発生又はまん延に 第九条、第十七条、第二十六条第一項若しくは第三項 第三十二条第一項、 都道府県知

十四条の規定による措置を実施すべき旨を指示することができる。

第三十三条又は第三

(立入検査等)

第五十一条 (略)

権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。4 第一項及び第二項の規定による立入検査、質問、採取又は集取の

(報告)

第五十二条 (略)

病原体を所持する者に対し、必要な事項についての報告を求めるこ農林水産省令で定める手続に従い、許可所持者等又は届出伝染病等2 農林水産大臣は、前章の規定を施行するため必要があるときは、

(伝染性疾病の発生の状況等に関する情報の収集及び公表)

とができる。

発生の状況、動向及び原因に関する情報を収集するものとする。第五十二条の二 農林水産大臣は、家畜の伝染性疾病の外国における

2

農林水産大臣は、

この法律の規定により得られた情報その他その

必要な情報をインターネットの利用その他の適切な方法により積極びに当該家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のためにい、家畜の伝染性疾病の発生の状況、動向及び原因に関する情報並収集した家畜の伝染性疾病に関する情報について整理及び分析を行収集した家畜の伝染性疾病に関する情報について整理及び分析を行

(不服申立ての制限)

的に公表するものとする。

六条第一項又は第四十八条の規定により家畜防疫官が行うこれらの一項又は第二十六条第二項の規定による家畜防疫員の指示(第四十十条第二項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第第五十二条の三 第十四条第三項、第十六条第一項、第十九条、第二

捜査のために認められたものと解してはならない。 2 前項の規定による立入検査、質問、採取又は集取の権限は、犯罪

(報告)

第五十二条 (略)

(不服申立ての制限)

六条第一項又は第四十八条の規定により家畜防疫官が行うこれらの一項又は第二十六条第二項の規定による家畜防疫員の指示(第四十十条第二項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第第五十二条の二 第十四条第三項、第十六条第一項、第十九条、第二

(家畜防疫官及び家畜防疫員)

2 · 3 (略)

第五十三条

(略)

数の家畜防疫員を確保するよう努めなければならない。とにより、この法律に規定する事務を処理するために必要となる員4 都道府県知事は、獣医師を当該都道府県の職員として採用するこ

(処分の承継人に対する効力)

者となつた者に対しても、またその効力を有する。 した者又は権利の設定を受けて、新たに当該家畜その他の物の管理分の目的である家畜その他の物の所有者又は管理者から権利を承継ばこの法律に基づく命令の規定による指示その他の処分は、当該処第五十六条 この法律(前章を除く。以下この項において同じ。)又

(略)

2

(手当金)

定により殺すべき旨を命ぜられた家畜については、その命令のあつ第五十八条(国は、次に掲げる動物又は物品の所有者(第十七条の規)

立てをすることができない。
は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申り動物検疫所長が行うこれらの規定による命令を含む。)について項の規定による都道府県知事の命令(第四十六条第一項の規定によ規定による指示を含む。)及び第十七条第一項又は第二十六条第一

(家畜防疫官及び家畜防疫員)

第五十三条 (略)

2・3 (略)

(処分の承継人に対する効力)

2 (略)

(手当金)

定により殺すべき旨を命ぜられた家畜については、その命令のあつ第五十八条 国は、次に掲げる動物又は物品の所有者(第十七条の規

返還させるものとする。 における当該家畜の所有者)に対し、それぞれ当該各号に定める額(当該動物の死体が利用価値を有する場合には、その評価額を での規定により交付すべき手当金の全部若しくは一部を交付せず、 での規定により交付すべき手当金の全部若しくは一部を交付する。ただし、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止める者に対しては、農林水産省令の定めるところにより、この項本める者に対しては、農林水産省令の定めるところにより、この項本文の規定によりで付ける当該動物の死体が利用価値を有する場合には、その評価額を と選させるものとする。

で定める額とする。次項第一号において同じ。)の三分の一の評価額(その額が、家畜の種類ごとに、標準的な資質を有するの評価額(その額が、家畜の種類ごとに、標準的な資質を有するの評価額(その額が、家畜の種類ごとに、標準的な資質を有するの評価額である。)にあつては、患畜となる前における当該家畜

2 国は、欠こ掲げる家畜又は勿品の所有者に付し、前頁の手当金のは、焼却又は埋却前における当該物品の評価額の五分の四おいて同じ。)の規定により焼却し、又は埋却した物品にあつて五 第二十三条(同条第一項ただし書の場合を除く。次項第三号に

ころにより、この項本文の規定により交付すべき特別手当金の全部他の農林水産省令で定める者に対しては、農林水産省令の定めるとし、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかつた者そのただし、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病の発生を予防にが、それぞれ当該各号に定める額を特別手当金として交付する。 国は、次に掲げる家畜又は物品の所有者に対し、前項の手当金の2

で定める額とする。)の三分の一ちない範囲内において政令で定める額を超えるときは、当該政令家畜の売買取引において通常成立すると認められる取引価額を下の評価額(その額が、家畜の種類ごとに、標準的な資質を有するするものを除く。)にあつては、患畜となる前における当該家畜第十六条又は第十七条の規定により殺された患畜(次号に該当

る当該物品の評価額の五分の四り焼却し、又は埋却した物品にあつては、焼却又は埋却前におけ五(第二十三条(同条第一項ただし書の場合を除く。)の規定によ

- | 別手当金の全部若しくは一部を返還させるものとする。
- における当該家畜の評価額の三分の二 第十六条の規定により殺された患畜にあつては、患畜となる前
- となる前における当該家畜の評価額の五分の一二年十六条の規定により殺された疑似患畜にあつては、疑似患畜
- 該物品の評価額の五分の一却し、又は埋却した物品にあつては、焼却又は埋却前における当染し、又は汚染したおそれがあるため第二十三条の規定により焼染 第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病の病原体により汚
- | 第四号の動物及びその胎児に対する場合を除き、適用しない。| 3|| 第四十六条第一項に規定する場合には、前二項の規定は、第一項|
- 評価人の意見を聴かなければならない。 林水産省令の定めるところにより、あらかじめ選定した三人以上の5 都道府県知事は、農林水産大臣に前項の意見を具申するには、農

(費用の負担)

所有者に対し、焼却又は埋却に要した費用の二分の一を交付する。より焼却し、又は埋却した患畜若しくは疑似患畜の死体又は物品の第五十九条 国は、第二十一条第一項又は第二十三条第一項の規定に

第六十条

国は、

都道府県知事又は家畜防疫員がこの法律を執行する

号の動物及びその胎児に対する場合を除き、適用しない。 第四十六条第一項に規定する場合には、前項の規定は、同項第四

2

- 評価人の意見をきかなければならない。 林水産省令の定めるところにより、あらかじめ選定した三人以上の4 都道府県知事は、農林水産大臣に前項の意見を具申するには、農

(費用の負担)

却又は埋却に要した費用の二分の一を交付する。より焼却し、又は埋却した家畜の死体又は物品の所有者に対し、焼第五十九条(国は、第二十一条第一項又は第二十三条第一項の規定に

| 第六十条 国は、都道府県知事又は家畜防疫員がこの法律を執行する

ために必要な費用のうち次に掲げるものを負担する。

(略)

二 第五十八条第五項の評価人の手当及び旅費の全額

(略)

기 등 農 七 入費並びに前号の衛生資材の購入費及び賃借料を除く。 農林水産大臣の指定する消毒に要した費用(第六号の薬品の購) の二分

2 九 処分に要する費用の増加額のうち政令で定めるものに相当する額を |畜等に||係る売上げの減少額又は飼料費その他の保管、輸送若しくは 道府県が家畜、その死体又は物品 (以下この項において「家畜等」 事業の停止若しくは制限又は第三十四条の規定による放牧、 の禁止若しくは制限、 という。)の所有者に対して当該禁止、停止又は制限に起因する家 と殺若しくはふ卵の停止若しくは制限をした場合において、 国は、都道府県知事が第三十二条の規定による移動若しくは移出 指定家畜の焼却又は埋却に要するものについては、その全額) 農林水産大臣の指定する焼却又は埋却に要した費用の二分の一 第三十三条の規定による催物の開催若しくは 当該都 種付、 2

(指定家畜に係る補償金等)

交付するときは、当該交付した額の二分の一を負担する。

ಶ್

第六十条の二 常生ずべき損失として政令で定める損失を補償しなければならない 規定による命令に従つて殺し、 たために損失を受けた者に対し、その生産に要する費用その他の通 国は、 2つて殺し、又は同条第六項の規定により殺されるその所有する指定家畜を第十七条の二第五項の

ために必要な費用のうち次に掲げるものを負担する。

(略)

二 第五十八条第四項の評価人の手当及び旅費の全額

三子七 (略)

八 農林水産大臣の指定する焼却又は埋却に要した費用の二分の

当する額を交付する場合には、当該交付した額の二分の一を負担す 送若しくは処分に要する費用の増加額のうち政令で定めるものに相 する特定家畜等に係る売上げの減少額又は飼料費その他の保管、輸 及ぶ家畜、その死体又は物品として政令で定めるものをいう。 は移出の禁止又は制限がされることにより畜産経営に重大な影響が この項において同じ。) の所有者に対して当該禁止又は制限に起因 国は、 都道府県が、 特定家畜等(第三十二条の規定による移動又 以下

2 付する。 家畜の死体の所有者に対し、 国は、 第二十一条第一項の規定により焼却し、 焼却又は埋却に要した費用の全額を交 又は埋却した指定

3 の負担に関し必要な事項は、 前二項に定めるもののほか、 政令で定める。 指定家畜に係る損失の補償及び費用

(初期段階の措置に係る財政上の措置)

第六十条の三 他の必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。 置が的確かつ迅速に講じられるようにするため、 家畜伝染病の発生後の初期の段階からそのまん延の防止のための措 政府は、 患畜又は疑似患畜が発見された場合において 予備費の計上その

(家畜保健衛生所長への事務の委任)

第六十一条 五十二条第一項の規定によりその権限に属する事務の一部を家畜保 準用する場合を含む。 第九条、第十二条の四第一項、第十三条第一項及び第二項(同条第 第三項、第七条(第三十一条第二項において準用する場合を含む。 三項及び第五項、 条第一項ただし書、 、第八条 (第三十一条第二項において準用する場合を含む。) 、 項ただし書及び第二項については、 都道府県知事は、第四条第一項、 第三十条、第三十一条第 第二十四条ただし書、 、第十三条の二第一項、 第十三条の二第二項において 項 第二十六条第一項、第 第四条の二第一項及び 第十五条、 第五十条並びに第 第 二 十

> 第六十一条 第三項、第七条 (第三十一条第二項において準用する場合を含む。 三十条、第三十一条第一項、第五十条並びに第五十二条の規定によ ただし書、第二十四条ただし書、第二十六条第一項及び第三項、 第九条、第十三条第一項及び第二項、第十五条、第二十一条第一項 、第八条 (第三十一条第二項において準用する場合を含む。)、 都道府県知事は、第四条第一項、

ができる。

りその権限に属する事務の一部を家畜保健衛生所長に委任すること

第

(監視伝染病以外の疾病に対するこの法律の準用)

健衛生所長に委任することができる。

(監視伝染病以外の疾病に対するこの法律の準用)

第四条の二第一項及び

(家畜保健衛生所長への事務の委任)

定を除く。)を準用することができる。

定を除く。)を準用することができる。

定を除く。)を準用することができる。

定を除く。)を準用することができる。

定を除く。)を準用することができる。

定を除く。)を準用することができる。

定を除く。)の全部又は一いに地域を指定し、一年以内の期間を限り、第三条の二、第五条から第十二条の二まで、第三章の規定及びこれに係るこの章の規定並ら第十二条の二まで、第三章の規定及びこれに係るこの章の規定並ら第一十二条の対象について監視伝染病以外の伝染性疾病の発生又はまん延の徴があり、家畜の生産又は健康の維持に重大なの発生又はまん延の徴があり、家畜の生産又は健康の維持に重大なの発生又はまる。

2 (略)

(予防のための自主的措置)

病のまん延を防止することについて重要な責任を有していることをの伝染性疾病の発生を予防し、当該家畜に起因する家畜の伝染性疾第六十二条の二 家畜の所有者は、その飼養している家畜につき家畜

自覚し、家畜の伝染性疾病の予防のために必要な消毒その他の措置

を適切に実施するように努めなければならない。

2 (略)

(厚生労働大臣及び環境大臣との関係)

第六十二条の三 (略)

2・3 (略)

る家畜の伝染性疾病の発生の予防又はまん延の防止のための措置を野生動物から家畜に伝染するおそれが高いためこの法律の規定によ4 農林水産大臣は、第二条第一項の表の上欄に掲げる伝染性疾病が

2 (略)

(予防のための自主的措置)

必要な消毒その他の措置を適切に実施するように努めなければなら第六十二条の二 家畜の所有者は、家畜の伝染性疾病の予防のために

ない。

2 (略)

第六十二条の三 (略) (厚生労働大臣との関係)

2・3 (略)

ことを求めることができる。臣に意見を求め、又は野生動物の監視その他の必要な措置を講ずる講じようとする場合において、必要があると認めるときは、環境大

- 臣に意見を述べることができる。 生の予防又はまん延の防止のための措置の実施に関し、農林水産大あると認めるときは、この法律の規定による家畜の伝染性疾病の発生れが高いため家畜に当該伝染性疾病の発生又はまん延のおそれが 環境大臣は、前項の伝染性疾病が野生動物から家畜に伝染するお

(連絡及び協力)

ばならない。

・
はならない。
・
はに関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなけれが、
・
が行に当たつては、家畜の伝染性疾病の発生の予防又はまん延の防第六十二条の四、農林水産大臣及び関係行政機関の長は、この法律の

(事務の区分)

定受託事務とする。
二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和規定(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)により地第六十二条の五 第三章(第二十一条第六項及び第七項を除く。)の

(事務の区分)

一号に規定する第一号法定受託事務とする。務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第場合を含む。)により地方公共団体が処理することとされている事第六十二条の四(第三章の規定(第六十二条第一項において準用する

(経過措置)

第六十二条の六 (略)

第七章 罰則

は百万円以下の罰金に処する。第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又

- |・二 (略)
- 反した者 「項又は第十七条の二第五項の規定による命令に違

四 (略)

つて不正行為をした者む。)の規定に違反して検査を受けず、又は検査を受けるに当た五、第四十条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含し

ಭ

)の規定による検査を受けず、又は検査を受けるに当たつて

不正行為をした者

六 第四十六条の五第一項又は第四十六条の十の規定に違反した者

| は五十万円以下の罰金に処する。 | 第六十四条 | 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又 |

- る場合を含む。)の規定に違反した者第二項において準用す第五十六条第二項については、第六十二条第一項において準用すは第五十六条第二項(第十三条の二第一項、第十四条第一項及び第十六条第二項、第二十一条第一項若しくは第三項、第五十条又第十一条、第十二条、第十三条の二第一項、第十四条第一項、
- 限に違反した者 (これらの規定を第六十二条第一項 第三十二条又は第三十三条 (これらの規定を第六十二条第一項

第六十二条の五 (略)

第六章 罰則

は百万円以下の罰金に処する。第六十三条次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又

- 一・二 (略)
- 三 第十七条の規定による命令に違反した者

五 第四十条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含四 (略)

は五十万円以下の罰金に処する。第六十四条次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又

- 一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者第十四条第一項及び第五十六条第二項については、第六十二条第十一条第一項若しくは第三項、第五十条又は第五十六条第二項(一 第十一条、第十二条、第十四条第一項、第十六条第二項、第二
- による禁止、停止又は制限に違反した者では、第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定二 第三十二条又は第三十三条 (第三十二条及び第三十三条につい

金に処する。	替えて準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者第四十六条の十七第二項(第四十六条の二十第二項において読み条の二十第一項において読み替えて準用する場合を含む。)又は	赤の十一第四項、第四十六条の十六第二項(第	第四十六条の十一第二項又は第四十六条の十九第一項の規定に る場合を含む。)の規定による条件に違反した者	第四十六条の六第三項(第四十六条の八第四項において準用す金に処する。	第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰	した者	六 第五十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告を	、若しくは虚偽の陳述をした者	、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず	五 第五十一条第二項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ	み替えて準用する場合を含む。) の規定による命令に違反した者	四 第四十六条の十八第三項(第四十六条の二十第二項において読	含む。)の規定に違反した者	項(第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する場合を	十一第一項、第四十六条の十三第一項又は第四十六条の十八第一	三の第三十六条の二第一項、第四十六条の八第一項、第四十六条の
金に処する。 第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰																三 第三十六条の二第一項の規定に違反した者

定に違反した者

定に違反した者

定に違反した者

に立いた者

にさいた者

にさいたる

に述いたる

に述い

を含む。)の規定による命令に違反した者び第三十条については、第六十二条第一項において準用する場合条(第五条第一項、第六条第一項、第九条、第二十六条第一項及項、第九条、第十二条の六第二項、第二十六条第一項又は第三十二 第四条の二第三項若しくは第五項、第五条第一項、第六条第一

四~九 (略)

を受けず、又は検査を受けるに当たつて不正行為をした者十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定による検査十 第四十二条第二項又は第四十三条第五項(これらの規定を第六

十一 (略)

十二 第四十六条の二(第六十二条第一項において準用する場合を

準用する場合を含む。)の規定に違反した者条及び第二十五条第一項については、第六十二条第一項において又は第二十五条第一項(第十八条、第二十三条第一項、第二十四条第十八条、第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条

を含む。)の規定による命令に違反した者び第三十条については、第六十二条第一項において準用する場合条(第五条第一項、第六条第一項、第九条、第二十六条第一項及項、第九条、第十二条の四第二項、第二十六条第一項又は第三十二 第四条の二第三項若しくは第五項、第五条第一項、第六条第一

示に違反した者 「第十四条第二項後段若しくは第三項、第十九条、第二十六条第二項及び第四十条第四項については、第二項又は第四十条第四項(第十四条第二項後段若しくは第三項、第十四条第二項後段若しくは第三項、第十九条、第二十六条第二 第十四条第二項後段若しくは第三項、第十九条、第二十六条第

四个九(略)

るに当たつて不正行為をした者する場合を含む。)の規定による検査を受けず、又は検査を受けび第四十三条第五項については、第六十二条第一項において準用す 第四十二条第二項又は第四十三条第五項(第四十二条第二項及

十一 (略)

よる検査を拒み、 をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は第四十六条の二の規定に 含む。以下この号において同じ。 妨げ、若しくは忌避した者)の規定による質問に対し陳述

十 三 第四十六条の三 (第六十二条第一項において準用する場合を)の規定による消毒を拒み、 妨げ、 又は忌避した者

十四 含む。)、第四十六条の十八第二項(第四十六条の二十第二項に 定に違反した者 おいて準用する場合を含む。) 又は第四十六条の十九第二項の規 五 (第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する場合を 第四十六条の八第二項、 第四十六条の十四、 第四十六条の十

十五 (略)

をした者 第五十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告

第六十七条 は人に対して各本条の罰金刑を科する。 条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又 他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十三条から前 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その

<u>+</u> (略)

= 第五十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした

第六十六条 他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為 条の罰金刑を科する。 をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その

違反した者 第四十六条の十二第一項又は第四十六条の十三第二項の規定に

第十二条の四第一項の規定に違反した者

第六十八条

次の各号のいずれかに該当する者は、

十万円以下の過料

に処する。

 \equiv 第四十六条の十二第三項の規定による命令に違反した者

定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。第六十九条(第四十六条の八第三項又は第四十六条の十二第二項の規

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(附則第十三条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改	正 案	現	行
_		別表第一 第一号法定	のほうに見りはほうにほどいました。これに見られています。第一号法定受託事務(第二条関係)
法律における用語の 備考 この表の下欄の用	法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる	法律における用 この表の下欄	法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる
法律	事務	法律	事務
(略)	(略)	(略)	(略)
家畜伝染病予防法 (昭	第三章 (第二十一条第六項及び第七項	家畜伝染病予防法 (昭	第三章の規定(第六十二条第一項にお
和二十六年法律第百六	を除く。)の規定(第六十二条第一項	和二十六年法律第百六	いて準用する場合を含む。) により地
十六号)	において準用する場合を含む。)によ	十六号)	方公共団体が処理することとされてい
	り地方公共団体が処理することとされ		る事務
	ている事務		
(略)	(略)	(略)	(略)
口蹄疫対策特別措置法	第五条第一項及び第二項の規定により	口蹄疫対策特別措置法	第四条から第六条までの規定により都
(平成二十二年法律第	都道府県が処理することとされている	(平成二十二年法律第	道府県が処理することとされている事
四十四号)	事務	四十四号)	務

$\overline{}$
傍線
の
흸
分
ば
改
正
部
分

号)第五十八条第一項(第四号に係る部分に限る。	び家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六) 除く。以下同じ。)、廃用、	共済事故 牛、馬及び種豚にあつては死亡 (と殺による死亡及 共済事故 牛、馬及び種豚にあ	同じ。)	の月の末日までの肉豚(種豚以外の豚をいう。以下 の月の末日までの肉	きは、離乳した日。以下同じ。)から出生後第八月 きは、離乳した日。	び出生後第二十日の日(その日に離乳していないと び出生後第二十日の	した馬、出生後第五月の月の末日を経過した種豚及した種豚及した馬、出生後第五	については、その農林水産大臣の定めた日)を経過	域についてその日前の日を定めたときは、その地域	した牛、出生の年の末日(農林水産大臣が特定の地 した牛、出生の年の	については、その農林水産大臣の定めた日)を経過	域についてその日前の日を定めたときは、その地域 域についてその日前	三 共済目的 出生後第五月の月の末日 (農林水産大臣が特定の地 三 共済目的 出生後第五月の月の		対し共済金を交付するものとする。	当該各号に掲げる共済事故によつて生じた損害について、組合員に 当該各号に掲げる共済事故によつて	第六号、園芸施設共済にあつては第七号に掲げる共済目的につき、 第六号、園芸施設共済にあつては第	果樹共済のうち樹体共済にあつては第五号、畑作物共済にあつては 果樹共済のうち樹体共済にあつては	済にあつては第三号、果樹共済のうち収穫共済にあつては第四号、 済にあつては第三号、果樹共済のう	第八十四条 農業共済組合は、農作物共済にあつては第一号、家畜共 第八十四条 農業共済組合は、農作物	
にあつては死亡	回じ。)、廃用、疾病及び傷害、牛の胎	馬及び種豚にあつては死亡 (と殺による死亡を		月の末日までの肉豚 (種豚以外の豚をいう。以下	は、離乳した日。以下同じ。) から出生後第八月	び出生後第二十日の日 (その日に離乳していないと	た馬、出生後第五月の月の末日を経過した種豚及	ついては、その農林水産大臣の定めた日)を経過	についてその日前の日を定めたときは、その地域	た牛、出生の年の末日 (農林水産大臣が特定の地	ついては、その農林水産大臣の定めた日)を経過	についてその日前の日を定めたときは、その地域	生後第五月の月の末日(農林水産大臣が特定の地		とする。	共済事故によつて生じた損害について、組合員に	共済にあつては第七号に掲げる共済目的につき、	果樹共済のうち樹体共済にあつては第五号、畑作物共済にあつては	済にあつては第三号、果樹共済のうち収穫共済にあつては第四号、	農作物共済にあつては第一号、家畜共	í

四~七 5 (略) (略) 別手当金又は同法第六十条の二第一項の規定による)の規定による手当金、同条第二項の規定による特 ては死亡 補償金の交付の原因となる死亡を除く。以下同じ。)、廃用、疾病及び傷害、牛の胎児及び肉豚にあつ 5 四~七 (略) (略)

- 49 -

口蹄疫対策特別措置法(平成二十二年法律第四十四号)(附則第十六条関係)

(傍線の部分は改正部分)

第 四 条 削 除		
	改	
	正	
	案	
前	(車両等の消毒の義務) 現行	
指定する地域内において、都 特に基づき、行うものとする に知事が農林水産省令で定める基準に基づ が使用する車両その他の農林水 が使用する車両その他の農林水 が使用する車両その他の農林水 が使用する車両その他の農林水 ができる。 当該設備を利用して、自らそ 当該設備を利用して、自らそ 当該設備を利用して、自らそ 当該設備を利用して、自らそ 当該設備を利用して、自らそ		

(家畜の死体の焼却又は埋却の支援)

疫員に対し、これらの死体の焼却又は埋却を求めることができる。 「法」という。)第十七条の二第一項の指定家畜(以下この項にお 「法」という。)第十七条の二第一項の指定家畜(以下この項にお 「法」という。)第十七条の二第一項の指定家畜(以下この項にお 「法」という。)第十七条の二第一項の指定家畜(以下この項にお の死体の焼却又は埋却の支援を行う必 の死体の焼却又は埋却の支援を行う必 の死体の焼却又は埋却の支援を行う必 の形体の焼却又は埋却の支援を行う必 の形体のたる。

- 2 (略)
- その他の必要な措置を講ずるものとする。に供する土地の確保、埋却のために必要な作業に従事する者の派遣う家畜の死体の焼却又は埋却の円滑な実施に資するため、埋却の用3国は、前項又は法第二十一条第四項の規定により家畜防疫員が行
- 地の確保、埋却のために必要な作業に従事する者の確保その他の必体の焼却又は埋却の円滑な実施に資するため、埋却の用に供する土項又は法第二十一条第四項の規定により家畜防疫員が行う家畜の死4 第一項の指定に係る地域をその区域に含む地方公共団体は、第二

ができる。には、関係都道府県知事の意見を聴いて、第一項の指定を行うこと以上の都道府県の区域にわたる場合その他必要があると認める場合

- 8 前項の規定は、第一項の指定の解除をしたときに準用する。

(患畜又は疑似患畜の死体の焼却又は埋却の支援)

- 2 (略)
- する者の派遣その他の必要な措置を講ずるものとする。め、埋却の用に供する土地の確保、埋却のために必要な作業に従事う患畜又は疑似患畜の死体の焼却又は埋却の円滑な実施に資するた3 国は、前項又は法第二十一条第四項の規定により家畜防疫員が行
- 用に供する土地の確保、埋却のために必要な作業に従事する者の確疑似患畜の死体の焼却又は埋却の円滑な実施に資するため、埋却の項又は法第二十一条第四項の規定により家畜防疫員が行う患畜又は4 第一項の指定に係る地域をその区域に含む地方公共団体は、第二

要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 第一項の指定は、 都道府県知事の申請に基づきするものとする。

6 ができる。 以上の都道府県の区域にわたる場合その他必要があると認める場合 農林水産大臣は、 関係都道府県知事の意見を聴いて、 前項の規定にかかわらず、口蹄疫のまん延が二 第一項の指定をすること

7 示しなければならない。 農林水産大臣は、 第一項の指定をしたときは、 その旨を官報で公

8 前項の規定は、 第一項の指定の解除をしたときに準用する。

削除

保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 用する。 第一項の指定については、前条第五項から第八項までの規定を準

(患畜等以外の家畜の殺処分等)

第六条 2 限を定めて当該家畜を殺すべきことを勧告することができる。 が指定する家畜(患畜及び疑似患畜を除く。 を行う必要がある地域として指定する地域内において都道府県知事 大臣が口蹄疫のまん延を防止するために患畜等以外の家畜の殺処分 のまん延を防止するためやむを得ない必要があるときは、農林水産 まん延の防止が困難であり、かつ、急速かつ広範囲にわたる口蹄疫 都道府県知事は、 法第三章に規定する措置だけでは口蹄疫の)を所有する者に、

期

疫員に当該家畜を殺させることができる。 い場合において緊急の必要があるときは、都道府県知事は、家畜防 者若しくはその所在が知れないため同項の勧告をすることができな 前項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないとき又は家畜の所有

3 実施する場合には、 都道府県知事は、 同時に、 第一項の勧告をし、又は前項に規定する措置を 農林水産省令で定めるところにより、

すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。事項を書面により通知しないで当該勧告をし、又は当該措置を実施で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該当該勧告をし、又は当該措置を実施する理由その他の農林水産省令

- しなければならない。 項の理由その他の農林水産省令で定める事項を記載した書面を交付 措置の後相当の期間内に、農林水産省令で定めるところにより、同 措置の後相当の期間内に、農林水産省令で定めるところにより、同
- 、第一項の規定による勧告に係る家畜につき、殺す場所又は殺す方5 家畜防疫員は、口蹄疫のまん延を防止するため必要があるときは

法を指示することができる。

- 7 家畜方を員よ、口帝をのまん正と方上するこか緊急の必要があるが、家畜方を員よ、口帝をのまん正と方上するに、 「一項の想をにより殺された家畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林項の規定により殺された家畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林の、第一項の勧告に従ってその所有する家畜を自ら殺した者又は第二
- 埋却することができる。 ときは、前項の規定による指示に代えて、自らこれを焼却し、又は7 家畜防疫員は、口蹄疫のまん延を防止するため緊急の必要がある
- 及び第四項の規定を準用する。までの規定を、前項に規定する焼却又は埋却については同条第三項8 第六項に規定する焼却又は埋却については前条第一項から第四項
- しなければならない。 る費用その他の通常生ずべき損失として政令で定める損失を補てん殺したため損失を受けた当該家畜の所有者に対し、その生産に要するが、新道府県知事は、第一項の勧告に従ってその所有する家畜を自ら

(化製場等に関する法律の特例)

第七条 第五条第二項の規定により家畜の死体を焼却し、又は埋却す る場合には、化製場等に関する法律 (昭和二十三年法律第百四十号 第二条第二項の規定は、 適用しない。

(農林水産大臣の都道府県知事に対する指示等)

第八条 農林水産大臣は、法第四十七条に定めるもののほか、口蹄疫 道府県知事に第五条第二項の規定による措置 (当該措置に係る地域 のまん延により畜産に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、都

> 10 用その他の通常生ずべき損失として政令で定める損失を補償しなけ たため損失を受けた当該家畜の所有者に対し、その生産に要する費 都道府県知事は、 第二項の規定によりその所有する家畜を殺され

ればならない。

11 交付するものとする。 の請求を待たずに仮払をする方法その他の政令で定める方法により 者が迅速にその交付を受けることができるよう、 前二項の規定による補てん金又は補償金については、 家畜の所有者から 家畜の所有

12 都道府県知事は、 第六項の規定により家畜の死体を焼却し、 又は

13 項に定める措置に関し必要な事項は、 第九項から前項までに定めるもののほか、 焼却又は埋却に要した費用を交付する。 政令で定める。 第九項、 第十項又は前

埋却した者に対し、

14 準用する。 第一項の指定については、 第四条第五項から第八項までの規定を

(化製場等に関する法律の特例

第七条 第百四十号)第二条第二項の規定は、適用しない。 又は埋却する場合には、化製場等に関する法律(昭和二十三年法律 又は前条第六項若しくは第七項の規定により家畜の死体を焼却し、 第五条第二項(前条第八項において準用する場合を含む。

(農林水産大臣の都道府県知事に対する指示等)

第八条 農林水産大臣は、法第四十七条に定めるもののほか、口蹄疫 道府県知事に第四条第二項若しくは第四項の規定による消毒に係る のまん延により畜産に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、都

て同じ。) を実施すべき旨を指示することができる。の指定が同条第六項の規定により行われた場合に限る。次項におい

3 (略)

特別措置法第五条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。の場合において、「第二章又は第三章」とあるのは、「口蹄疫対策4 法第四十八条の規定は、第一項の指示をした場合に準用する。こ

第二項の規定による措置を自ら実施することができる。は埋却に係る措置又は第六条第一項の規定による勧告若しくは同条規定による消毒に係る措置、第五条第二項の規定による焼却若しく他特に必要があると認めるときは、第四条第二項若しくは第四項の農林水産大臣は、都道府県知事が前項の指示に従わないときその

3 (略)

特別措置法第五条又は第六条」と読み替えるものとする。 の場合において、「第二章又は第三章」とあるのは、「口蹄疫対策4 法第四十八条の規定は、第一項の指示をした場合に準用する。こ

(家畜防疫員の確保)

第十条

削除

う努めるものとする。

正するための施策を実施するために必要な家畜防疫員を確保するよ離経験を有する人材の活用を図ることにより、口蹄疫のまん延を防第十条 都道府県知事は、当該地域内における家畜伝染病に関する知

(法に基づく口蹄疫に対処するための費用の国による負担)

第十八条 (略)

(削る。)

3 (略)

(口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等)

負担する。 による焼却又は埋却を実施するために要する費用の全部又は一部を第十九条 国は、都道府県知事又は家畜防疫員が第五条第二項の規定

(法に基づく口蹄疫に対処するための費用の国による負担

第十八条 (略)

合性が図られるよう、必要な措置が講ぜられるものとする。前項の手当金の交付については、家畜共済の共済金の交付との整

ることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。に要する費用について、当該者が実質的に負担する部分を生じさせし、又は埋却した家畜の死体又は物品の所有者が当該焼却又は埋却関し、法第二十一条第一項又は第二十三条第一項の規定により焼却国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に

4 (略)

(口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等)

同条第九項の規定による損失の補てん及び同条第十項の規定による||七項の規定による焼却又は埋却を実施するために要する費用並びに||七項(第六条第八項において準用する場合を含む。)又は第六条第||三項までの規定による消毒を実施するために要する費用、第五条第第十九条||国は、都道府県知事又は家畜防疫員が第四条第一項から第

第二十条

削除

(家畜等の移動等の禁止等により生じた損失の補てん)

担する。

による焼却又は埋却を行った者に交付する費用の全部又は一部を負 損失の補償を実施するために要する費用並びに同条第十二項の規定

準を満たすものにより、 蹄疫のまん延を防止するために行われた法第三十二条から第三十四 置を講ずるものとする。 よう、法第六十条第二項の規定による措置の拡充その他の必要な措 たときは、 家畜市場の自主的な開催の停止等であって農林水産省令で定める基 条までの規定による家畜等の移動等の禁止、 飼料費その他の保管、 国は、 当該家畜の所有者の当該損失を補てんすることができる 平成二十二年四月以降において発生が確認された口 輸送又は処分に要する費用の増加等が生じ 家畜の所有者に、家畜に係る売上げの減少 停止若しくは制限又は

(処分の承継人に対する効力)

第二十六条

削除

第二十六条 の他の処分は、 家畜その他の物の管理者となった者に対しても、 管理者から権利を承継した者又は権利の設定を受けて、 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による指示そ 当該処分の目的である家畜その他の物の所有者又は またその効力を有 新たに当該

2 物を他人に譲渡し、 と及びその処分の内容をその者に知らせなければならない。 前項の家畜その他の物の所有者又は管理者は、 又は管理させる場合には、その処分のあったこ 当該家畜その他の

<u>~~</u>		<u>***</u>	
措置は、政令で定める。 第五条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過	第四条 (略) (経過措置)	第三条削除附則	七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。ることとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十第二十八条(第五条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理す(事務の区分)
過措置は、政令で定める。第五条(前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経	第四条 (略)	ず、同条に規定する日後も、なおその効力を有する。第二項及び第四項並びに第十九条の規定は、前条の規定にかかわらは同条第二項の規定による措置については、同条、第八条第一項、経過措置) (経過措置) 門 則	号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。こととされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七第二十八条(第四条から第六条までの規定により都道府県が処理する(事務の区分)

特例に関する法律 (平成二十二年法律第五十号) (附則第十八条関係) 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時 (傍線の部分は改正部分)

2 (略) 第百六十六号)第五	2 (略) 2 (略) 2 (略)
- 『旨定期間』という。これこ、家畜云や靑予坊去、召印二十六年去聿号)の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの期間(以下「「第一条「個人が、口蹄疫対策特別措置法(平成二十二年法律第四十四(所得税の特例)	「肯定明明」という。これに、家畜云や靑予坊去(召印二十六手去聿号)の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの期間(以下「第一条「個人が、口蹄疫対策特別措置法(平成二十二年法律第四十四(所得税の特例)
現	改正案

農林水産省設置法 (平成十一年法律第九十八号) (附則第十九条関係)

(傍線の部分は改正部分)

2・3 (略)	よる輸出入動物その他の物に対する輸出入検査その他の措置一 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)の規定に第十一条 動物検疫所は、次に掲げる事務をつかさどる。(動物検疫所)	改正案
2・3 (略)	処置	現